

社会福祉法人まほろば 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人まほろば（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第24条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第16条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35第1項に規定する報酬、賞与その他職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。

(勤務形態に応じた報酬等の区分)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 理事長 報酬及び費用
- (2) 理事 報酬及び費用
- (3) 監事 報酬及び費用
- (4) 評議員 報酬及び費用

2 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、別表1－(1)に定める基準により支給する。

3 経営改善推進室業務に従事する役員（理事長及び理事）に対しては、別表1に定める経営改善推進室手当を支給することができる。

第4条 評議員に対する費用弁償は、定款第8条の規定に基づき、別表4に定める額とする。

2 この法人の全理事の報酬等総額は、年間800万円以内とする。

3 この法人の全監事の報酬等総額は、年間30万円以内とする。

4 理事長に対し支給する報酬及び経営改善推進室手当は、別表1に定める額とする。

5 職員給与の支給を受ける役員に対しては、別表1－(1)に定める額とする。

- 6 非常勤理事に対し支給する費用は、別表 2 に定める額とする。
- 7 監事に対する報酬及び費用は、別表 3 に定める額とする。
- 8 計算金額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを 1 円に切り上げる。

(支給の方法)

第 5 条 理事長の報酬は、毎月 25 日に支払うものとする。ただし、その日が金融機関の休業日に当たるときは、その前営業日に支払うものとする。

2 理事長を除く役員及び評議員の報酬等は、職務執行の都度支払う。

(支給の形態)

第 6 条 報酬等は、現金により本人に支給するものとする。ただし、本人の同意を得た場合は本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第 7 条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(細則)

第 9 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を得て理事長が別に定める。

附則

この規程は、令和 8 年度第 1 回評議員会承認の日から施行する。

(第4条関係)

別表1 (理事長)

理事長報酬	月額
4月～5月	250,000 円
6月～3月	400,000 円

※年間支給額 4,500,000 円 (令和8年度)

理事長の報酬額は勤務形態に応じて適用する。

- ・週4日勤務(週32時間) 月額400,000 円
- ・週5日勤務(週40時間) 月額500,000 円

※4月及び5月の理事長報酬額を改定前の規程のとおり250,000 円とする。

経営改善推進室手当	月額
経営改善推進室担当役員 (理事長及び理事)	30,000 円以内

※支給対象者は理事長が指定する。

※経営改善推進室手当は、経営改善推進室業務に従事する役員に対し支給する。

※支給期間は予算の範囲内で理事長が定める。

※理事長は支給対象者及び支給状況を理事会に報告するものとする。

別表1－(1)

区分	役員報酬	経営改善推進室手当
職員給与支給を受ける役員	支給しない	30,000 円以内／月

別表2 (非常勤理事)

区分	支給額
理事会出席(費用弁償)	5,157 円／回
法人業務従事(費用弁償)	5,157 円／回

別表3 (監事)

区分	支給額
監査業務(報酬)	11,137 円／回
理事会出席(費用弁償)	5,157 円／回

評議員会出席（費用弁償）	5,157 円／回
--------------	-----------

別表 4（評議員）

区分	支給額
評議員会出席（費用弁償）	5,157 円／回
その他法人業務従事（費用弁償）	5,157 円／回